

2017年3月9日

働き方改革担当大臣  
加藤 勝信 様

日本労働組合総連合会  
会長 神津 里季生

## 時間外労働の上限規制の 例外業務の扱いに関する要請書

現在、「働き方改革実現会議」において、「働き方改革」に関する具体策の検討が進められ、「実行計画」が取りまとめられようとしています。その中では、長時間労働の是正が大きなテーマとなっています。

長時間労働の是正は、喫緊の課題ですが、とりわけ、「時間外労働の限度に関する基準」(厚生労働大臣告示)の適用除外とされている業務の一部では、長時間労働によって深刻な事態が生じており、その是正が強く求められています。

時間外労働の上限規制の検討においては、以下の要望事項について反映いただきますよう強く要請します。

### 記

1. 「時間外労働の限度に関する基準」(厚生労働大臣告示)の適用除外業務について
  - (1) ①新技術、新商品等の研究開発業務については、長時間労働になりかねない職種に拡大することのないよう、厳格化を図るとともに、実効性のある健康確保措置を義務づける。
  - (2) ②建設事業および③自動車運転の業務については、実態を踏まえて罰則付きの上限規制を適用する。  
②建設事業と③自動車運転の業務については、上限規制の施行までの措置として、労働時間等の改善のための措置を設ける。

以 上

2017年3月10日

国土交通大臣  
石井 啓一 様

日本労働組合総連合会  
会長 神津 里季生

## 時間外労働の上限規制の 例外業務の扱いに関する要請書

現在、「働き方改革実現会議」において、「働き方改革」に関する具体策の検討が進められ、「実行計画」が取りまとめられようとしています。その中では、長時間労働の是正が大きなテーマとなっています。

長時間労働の是正は、喫緊の課題ですが、とりわけ、「時間外労働の限度に関する基準」(厚生労働大臣告示)の適用除外とされている業務の一部では、長時間労働によって深刻な事態が生じており、その是正が強く求められています。

時間外労働の上限規制の検討においては、以下の要望事項について反映いただきますよう強く要請します。

### 記

#### 1. 「時間外労働の限度に関する基準」(厚生労働大臣告示)の適用除外業務について

- (1) ①新技術、新商品等の研究開発業務については、長時間労働になりかねない職種に拡大することのないよう、厳格化を図るとともに、実効性のある健康確保措置を義務づける。
- (2) ②建設事業および③自動車運転の業務については、実態を踏まえて罰則付きの上限規制を適用する。

②建設事業と③自動車運転の業務については、上限規制の施行までの措置として、労働時間等の改善のための措置を設ける。

以 上

2017年3月10日

厚生労働大臣  
塩崎 恭久 様

日本労働組合総連合会  
会長 神津 里季生

## 時間外労働の上限規制の 例外業務の扱いに関する要請書

現在、「働き方改革実現会議」において、「働き方改革」に関する具体策の検討が進められ、「実行計画」が取りまとめられようとしています。その中では、長時間労働の是正が大きなテーマとなっています。

長時間労働の是正は、喫緊の課題ですが、とりわけ、「時間外労働の限度に関する基準」(厚生労働大臣告示)の適用除外とされている業務の一部では、長時間労働によって深刻な事態が生じており、その是正が強く求められています。

時間外労働の上限規制の検討においては、以下の要望事項について反映いただきますよう強く要請します。

### 記

#### 1. 「時間外労働の限度に関する基準」(厚生労働大臣告示)の適用除外業務について

- (1) ①新技術、新商品等の研究開発業務については、長時間労働になりかねない職種に拡大することのないよう、厳格化を図るとともに、実効性のある健康確保措置を義務づける。
- (2) ②建設事業および③自動車運転の業務については、実態を踏まえて罰則付きの上限規制を適用する。

②建設事業と③自動車運転の業務については、上限規制の施行までの措置として、労働時間等の改善のための措置を設ける。

以 上